

## 住宅借入金等特別控除について

令和2年中に個人が住宅を新築、取得又は増改築等をして、金融機関や勤務先から借り入れた住宅ローンの返済期間が10年以上である等、一定の要件にあてはまれば「住宅借入金等特別控除」を受けることができます。所得税及び復興特別所得税が軽減されます。この特別控除を受けるには、住宅を取得等して、居住を開始した日の翌年に所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要があります。

### ●申告会場に持参する書類

- ①住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書  
(2か所以上から借入れがある場合はすべての証明書)
- ②請負契約書の写し又は売買契約書の写し  
(契約年月日・契約金額・契約者名・物件記載のページと  
収入印紙が添付してあるページ)
- ③家屋の登記事項証明書(原本)  
※権利証(登記済証)ではありません。  
※法務局へ交付請求してください。
- ④令和2年分の給与所得の源泉徴収票(給与所得者である場合)
- ⑤マイナンバーの確認できる書類及び身元確認書類
- ⑥預金通帳口座番号(申告者名義)
- ⑦印かん

### ▼住宅敷地等の取得にかかる借入金等がある場合

- ⑧土地の登記事項証明書(原本)、土地の売買契約書の写し

### ▼増改築などの場合

- ⑨建築確認済証の写し、検査済証の写し、又は増改築等工事証明書
- ※⑧、⑨は該当する場合に必要です。  
その他の確定申告に必要な書類等については、広報2月号に掲載  
します。

▼問い合わせ先 税務課 住民税係 ☎(56)91222

## 介護認定をお持ちの方が

### 確定申告で受けられる控除について

#### ○介護サービス利用料

介護事業所が発行する領収書に「医療費控除対象額」が記載されている場合は、その額が医療費控除の対象になります。(高額介護サービス費等で払い戻しを受けた額を除く)

#### ○障がい者控除

介護認定情報の内容が基準を満たす場合に、町が発行する「障がい者控除対象者認定書」で、障がい者控除が受けられます。

▼申請方法 健康福祉課窓口まで介護保険被保険者証の写し、判子をお持ちください。

▼交付方法 申請者宛に郵送

#### ○おむつ代の医療費控除

確定申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師が発行したおむつ使用証明書がなくとも、介護認定情報の内容が基準を満たす場合に町が発行する確認書で、医療費控除が受けられます。

▼申請方法 健康福祉課窓口まで介護保険被保険者証の写し、判子をお持ちください。

▼交付方法 申請者宛に郵送

郵送で交付しますので、確定申告前に余裕をもって手続きをしてください。

### ▼問い合わせ先

健康福祉課 高齢者支援係

☎(56)91002



## 償却資産の申告は2月1日(月)まで

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産(事業用)の所有者に対しても課税されます。

令和3(2021)年1月1日現在、町内に償却資産を所有している方は、2月1日(月)までに申告してください。

申告用紙は税務課にあります。

なお、昨年に申告のあった方には12月中に申告書を送付していますが、届いていない場合はご連絡ください。

▶申告の対象となる資産=令和3(2021)年1月1日現在、町内に存在する事業用資産(土地・家屋を除く)のうち、減価償却費が損金や必要経費に算入される資産で次のようなもの。

- 構築物(門、塀、看板、駐車場の舗装路面等)
- 機械、装置及びこれに付帯する設備
- 船舶(ボート、釣船等)
- 車両(フォークリフト等、ただし自動車税、軽自動車税対象車両は除く)
- 工具、器具、備品(机、椅子、パソコン、陳列ケース等)

▶問い合わせ先=税務課 資産税係 ☎56 9123

## あなたの力が必要です!! ～消防団員を募集します～

消防団員は、火災等災害発生時に活動する非常勤の地方公務員です。

現在、消防団員のなり手不足が日本全国で課題となっており、本町でも年々団員数が減少しています。

町の安心・安全を守るため、消防団員として活躍してみませんか?

### ●消防団の活動

#### ○平常時

▶消火・防災訓練=災害現場での活動を想定した訓練(放水訓練等)を行っています。

#### ○災害時

▶消火活動=火災発生時には、消火活動、後方支援などの活動を行います。

▶水防活動=水害発生時には、河川の警戒や土のう工法等により浸水防止活動を行います。

#### ●その他

年報酬、出勤手当、退職金制度、準中型免許取得補助(要件有り)、被服貸与有り。

消防団員になってみたい方、少しでも興味がある方はお気軽にお問合せください。

▶問い合わせ先=総務課 防災係 ☎56 9115

暮らしを豊かに、新たなステージへ。

### 日産リーフ e+

心は小さくロングドライブを楽しめる。  
日産リーフ e+  
62kWhバッテリー搭載車  
一充電走行距離(国土交通省審査値)  
458km  
570km



NISSAN 栃木日産 上三川店 TEL 0285-56-7723

相続対策【遺言・遺産承継】 認知症対策【後見・家族信託】  
無料・出張相談にも応じます。



司法書士  
ゆい総合法律事務所

上三川町しらさぎ1-25-7 TEL:0285-37-9742 上三川 司法書士

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館又は、イベントを中止することがありますのでご理解願います。